

堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成3年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条、第23条の2、第23条の3、第24条」を「第23条から第24条まで」に改める。

第3条第3号イ中「及び第7条第1項」を「、第7条第1項及び第18条」に改める。

第20条第1項第1号中「100分の100超100分の105」を「100分の105超100分の110」に、「100分の120超100分の130」を「100分の125超100分の135」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改める。

第21条第1項第1号中「100分の47.5超100分の50」を「100分の50超100分の52.5」に、「100分の57.5超100分の62.5」を「100分の60超100分の65」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第2条 堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第20条第1項第1号中「100分の105超100分の110」を「100分の102.5超100分の107.5」に、「100分の125超100分の135」を「100分の122.5超100分の132.5」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

第21条第1項第1号中「100分の50超100分の52.5」を「100分の48.75超100分の51.25」に、「100分の60超100分の65」を「100分の58.75超100分の63.75」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第20条及び第21条の規定は、令和5年12月1日から適用する。